

# 都留市森林整備計画書

計画期間  $\left( \begin{array}{l} \text{自 令和 6 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

山 梨 県 都 留 市

## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他間伐及び保育の基準	15
4	その他必要な事項	16

第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	26
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	26
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	26
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	26
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	26
5	その他必要な事項	27
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	27
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	27
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	27
4	その他必要な事項	28
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	28
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	28
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	29
3	作業路網の整備に関する事項	29
4	その他必要な事項	31
第8	その他必要な事項	32
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	32
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	33
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	34
4	その他必要な事項	35
Ⅲ	森林の保護に関する事項	35
第1	鳥獣害の防止に関する事項	35
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	35
2	その他必要な事項	36
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	36

1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	36
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	37
3	林野火災の予防の方法	37
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	37
5	その他必要な事項	37
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	38
1	保健機能森林の区域	38
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	38
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	38
4	その他必要な事項	38
V	その他森林の整備のために必要な事項	38
1	森林経営計画の作成に関する事項	38
2	生活環境の整備に関する事項	39
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	39
4	森林の総合利用の推進に関する事項	39
5	住民参加による森林の整備に関する事項	40
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	40
7	その他必要な事項	40

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、山梨県の東部に位置し、富士山麓の山中湖を源とした桂川が市の中央を西から東へ貫流し、市内の南北の山岳から流入する鹿留川・柄杓流川・菅野川・朝日川・大幡川等を合流して大月市、上野原市を経て相模湖へ注いでいる。

桂川の流れに沿って市の西部と北東部を除く周辺は、1,000m前後の山々に囲まれていて、北東は大月市、西は西桂町、東は上野原市秋山、東南は道志村に開けており、東西 20.5km、南北に 17.5km、県都甲府市へ 50km、首都東京へ 90km の地点にある。

本市の総面積は 16,163ha であり、森林に恵まれており、森林面積は 13,634ha で、総面積の 84% を占めている。

内訳は、国有林（官行造林地）80ha、県有林（県都有林）5,955ha（うち人工林面積 3,499ha）、私有林面積 6,699ha（うち人工林面積 4,426ha）で、人工林率は、66%となっている。

人工林では 11 齢級以上が約 77%を占め、林齢構成が非常にアンバランスであり、齢級構成の平準化と高齢級間伐を早急かつ計画的に実施していくことが必要である。

林業の担い手については、人手不足や若年労働者が定着しない等の課題があり、担い手の育成及び確保が急務となっていることから、本市では令和元年度より森林環境譲与税を活用して「都留市森の学校」を運営し、地域の林業の担い手育成に取り組んでいる。

なお、木材価格の下落などによる林業の低迷により、森林所有者の森林への関心が低下し、森林境界、森林所有者が不明な森林が増加しつつあるなど、新たな課題が生じていることから、平成 31 年度から始まった森林経営管理制度などを活用して適切な森林管理を推進していく必要がある。

この都留市森林整備計画の策定に際し都留市を次に示す 5 地区に分割し、それぞれの特色にあった森林整備を推進するものとする。

宝・東桂・開地地区は昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、今後は高性能林業機械を活用し、列状間伐等により高齢級林分の利用間伐を促進し、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、間伐材の利用拡大に取り組んでいく。

また、三吉地区は、日本花の百名山に選定された二十六夜山の麓、広大な大自然に囲まれ、「芝生広場」、「月待ちの湯」といった施設が整備され、森林とのふれあい、憩いの場として活用されている。

更に宝地区は、野生動物の観察と豊かな自然環境を楽しむ宿泊施設が整備されていること、東桂・開地地区は河川等の自然景観に優れていること、等から森林とのふれあいの場として活用されることも期待されている。

また、禾生地区は、平成 28 年 11 月に農林産物直売所を併設した「道の駅つる」がオープンしたことにより、農産物の販売が盛んに行われるようになった。市内外から年間約 70 万人の来客を見込む当駅では、野菜に限らず木工品などの販売や林業体験プログラムの提供も行われているため、農林業をはじめとする産業の拠点としての役割が大いに見込める。

盛里地区は、昔からしいたけ原木、燃料材の生産が行われており、今後も適切な保育・間伐・造

林の森林施業を推進するものとする。

また、森林所有者等による管理が不十分な森林については、2市1町1村を管轄する広域組合である南都留森林組合との施業の長期受委託契約の締結を促進し、森林経営計画の作成等により、集約的かつ効率的な施業を確保していく。

宝地区 : 田野倉・小形山・古川渡・四日内場

大幡・中津森・金井・下谷の一部

東桂地区 : 桂町・鹿留・境・夏狩

開地地区 : 小野・大野・上谷の一部

三吉地区 : 法能・玉川・戸沢

盛里地区 : 井倉・与縄・朝日馬場・朝日曾雌

なお、本市では里地里山里水がもたらす様々な恵みを将来の世代につなげていくことを目的とした都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例を平成25年9月30日に策定しており、その基本理念に則り豊かな自然環境の保全を図ることで、将来にわたり、市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持できるように努めていく。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

具体的には、水源の涵養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、又は木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、それぞれの森林が発揮することを期待されている機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

#### ①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### ②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。また、台風などの災害による倒木が起きても、それが交通機能・通電環境などの市民生活を麻痺させることがないように予め危険個所が整備されている森林

#### ③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

#### ④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

#### ⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

#### ⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

#### ⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が大い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

人工林が多く、かつ比較的傾斜が緩く林業経営可能な森林は、積極的に施業集約化を行い、路網整備を行うことで、需要に応じた木材生産を行う森林を目指す。

天然林や林業経営に向かない人工林は、公益的機能の発揮を重視した、多様な樹種構成や齢級構成の森林を目指す。特に、人家や主要道路周辺の森林は、防災機能の高い森林を目指す。ただし、災害による倒木などにより主要道路及び通電環境の機能が損なわれる可能性のある危険個所においては、伐採などによりその可能性を未然に防ぐよう整備を行う。

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

#### ①水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

#### ②山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小

及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。集落等に近接する山地災害の発生の高危険地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。また、主要道路や電柱付近などの倒木によりその機能が損なわれると思われる箇所については、防災対策としてあらかじめ整備を行うこととする。

#### ③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進する。

#### ④保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進する。

#### ⑤文化機能

美しい景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致のための保安林の適切な管理を推進する。

#### ⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

#### ⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

なお、平成30年度に成立した森林経営管理法に基づく森林経営管理制度が平成31年度から始まったことから、計画的に森林所有者の意向調査を実施し、所有者自ら経営管理ができない森林については市が森林経営管理権を設定するとともに、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に林業経営を委ねることなどにより、適切な森林整備を推進する。自然的条件等に照らして林業経営が困難な森林については、森林環境譲与税を活用し、市が経営管理を行うものとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、市内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。

そのため、フォレスター、森林施業プランナー、県、森林組合、林業事業者等、森林所有者、市等で相互に連絡を密にして、意欲と能力を有する者による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合、林業事業者等は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。また、平成 31 年度から始まった森林経営管理制度を活用し、森林組合等と緊密な連携を図りながら森林所有者の探索や意向調査を行う。平成 30 年度までに整備した林地台帳については、登記情報や森林所有者からの申し出等による所有者情報の更新等、適切な運用を行う。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するに当たっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図るの必要があり、森林組合を中心に森林所有者、フォレスター、森林施業プランナー、林業普及指導員、林務環境事務所職員、市林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。さらには、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クスギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本市	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	40	45	40	40	50	70	30	15	50

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採である主伐の方法は、以下に示す皆伐又は択伐とする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が過度に連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐際面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を基準とする。

樹種	生産目標	期待径級(cm)	主伐の時期(年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

### 3 その他必要な事項

①木材等生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い木材生産を行う必要がある。一方で、木材等生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。

②林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜伐を実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。

③河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。

④伐採時に発生する枝条等については、林地からの搬出に努め、木質バイオマスとして利用するなど適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意する。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は適地適木を旨として、各地域の立地条件、既存造林地の生育状況及び獣害の有無を勘案して選定するものとする。なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意するものとする。

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、カラマツ、その他針葉樹（高木性）、ケヤキ、ミズナラ、カエデ、その他広葉樹（高木性）

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギを植栽する場合は花粉症対策苗木の利用に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林に当たっては、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件等を勘案して、1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

なお、人工造林の樹種別の植栽本数は下表を標準とするが、低密度植栽等を導入する場合は、使用する苗木（大苗木、コンテナ苗等）の特性等を総合的に勘案して適切な植栽本数を決定するものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000～4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000～3,000	
シラベ・モミ・トウヒ		3,000	
広葉樹		3,000～6,000	

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の侵食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは全刈り地拵えの場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う。

<p>植え付けの方法</p>	<p>気候、立地条件及び既往の植付方法を勘案しつつ、樹種の生理的条件を考慮し、適期に植え付ける。また、周辺の林地の状況から獣害のおそれがある場合は、防護柵、ネット等の被害対策も同時に行う。</p> <p>なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入を検討するとともに、苗木の選定については、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の増加に努める。</p> <p>また、植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。</p> <p>（１）裸苗を植栽する場合</p> <p>活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧に植栽する。</p> <p>①地被物を表土が出るまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる③覆土を穴の上側から崩して被せる④土を踏み固めて植えたあとを平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。</p> <p>（２）ポット苗を植栽する場合</p> <p>ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。</p> <p>その他、植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。</p> <p>（３）コンテナ苗を植栽する場合</p> <p>植栽深は、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出るくらいにする。乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上面に軽く土をかける。</p> <p>※ポット苗、コンテナ苗については、厳冬期・乾燥期を除けば植栽の時期を選ばない。</p>
<p>植栽の時期</p>	<p>根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春が最適である。遅くても梅雨入り前までに行うことが望ましい。</p>

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、３に定め

る植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林による更新は、皆伐地においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐地においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、伐採及び伐採後の造林の届け出において、5 ha 以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には、現地確認等により天然更新の実施の可否を判断する。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、トウヒ、クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹（ミズナラ、クリ、ケヤキ）

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新する。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、概ね50cmとする。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
植込み	地表処理、刈出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは伐採後5年以内に天然更

	<p>新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して植込みを行う。</p> <p>なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。</p>
芽かき	<p>ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。</p>

#### ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。なお、人工林を針広混交林へ誘導するための施業による天然更新については、保安林の指定施業要件の基準等によることも可能とする。

##### 天然更新完了の判断基準

第2の2の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁計画課作成の「天然更新完了基準書の作成の手引き(解説編)」による。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

ア 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が10本/ha以上残存している場合は除く。

イ ササ類が林床を一面に被覆している森林

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設設置が見込まれるものは除く。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

上記の基準による森林のうち、所在の明らかな森林はなし。

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

##### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)とする。

#### 5 その他必要な事項

木材等生産機能維持増進森林の造林に当たっては、旺盛な二酸化炭素の固定等による公益的機能の発揮と併せて、様々な樹種を供給できる森林づくりを推進するため、画一的な樹種の植栽は避け、地域の特性を勘案し森林自体の付加価値を高める造林を推進する。

スギについては、花粉の少ない品種が開発され、供給体制が徐々に整いつつあるので、今後人工植栽をする場合は、林業普及指導員に相談し、検討すること。

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。特に本市においては、**11** 齢級以上の人工林の林分が過半数を占めているが、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、間伐及び保育作業について適切な時期及び方法により積極的に推進する。

このため、間伐の実施については、施業実施協定や国庫補助事業等の活用及び集落リーダーの協力による間伐の推進と併せ、①作業路の整備、②林業事業体への一括委託、③林業事業体の林内作業車及び集材機等の購入による作業の効率化、④間伐材の商品化及び需要開発等により、積極的に推進する。

##### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

間伐については、林冠がうっ閉(隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽 本数	間伐を実施すべき標準的 な林齢				標準的な方法（%、本）		
			初回	2回 目	3回 目	4回目 以降	（間伐率（本数）） 間伐本数		
							初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	14～ 18	19～ 26	27～ 32	長伐期施業	(20～ 30) 550～ 750	(25～ 30) 500～ 700	(25～ 30) 300～ 500
	中仕立て （省力化施業）	3,000	18～ 22	28～ 32	長伐 期施 業		(30～ 40) 800～ 1,000	(35～ 45) 600～ 800	
ヒノキ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	16～ 22	23～ 29	30～ 36		(15～ 25) 400～ 600	(25～ 30) 500～ 700	(25～ 30) 300～ 500
	中仕立て （省力化施業）	3,000	18～ 24	30～ 36	長伐 期施 業		(20～ 35) 600～ 800	(30～ 40) 500～ 700	
アカ マツ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	16～ 20	21～ 26	27～ 32		(20～ 30) 700～ 900	(30～ 40) 600～ 800	(30～ 40) 300～ 500
カラ マツ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	14～ 18	19～ 26	27～ 32		(25～ 35) 700～ 900	(25～ 35) 500～ 700	(30～ 40) 300～ 500

※ 長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業

省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10年
標準伐期齢以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15年

## 2 保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施する。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											
		年1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	15	20
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1						
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1						
	アカマツ	1	1	1	1	1							
	カラマツ	1	1	1	1	1							
つる切	スギ								1				
	ヒノキ									1			
	アカマツ							1					
	カラマツ							1					
除伐	スギ									1			
	ヒノキ										1		
	アカマツ									1			
	カラマツ									1			
枝打ち	スギ									1		1	
	ヒノキ									1			1

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈	目的樹種の高さが雑草木の丈の約1.5倍になるまで、毎年1回行う。実施時期は6月～8月上旬を目安とする。	植栽後数年は状況に応じて2回実施する。また、植栽後5年以降は状況に応じて隔年とすることもできる。
つる切り	下刈終了後、林分が閉鎖するまでの期間に、つる類の繁茂状況に応じて適時行う。実施時期は6月～7月を目安とする。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理する。
除伐	下刈終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所	目的外樹種であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ることとする。

	る箇所について1～2回行う。実施時期は5月～6月を目安とする。	
枝 打 ち	根元直径が6 c m程度の時期に開始し、2回目以降は下枝径が6 c m程度に成長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回実施する。実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。	枝打ちは他の保育作業と違い林分成立には必要ないため、左記にとらわれず無節材生産や完満度の高い材の生産、林内光環境の改善、年輪幅の調整、病虫害予防等目的に応じて実施時期・回数を検討する。

### 3 その他間伐及び保育の基準

#### (1) 間伐及び保育の基準

局地的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は次に示すとおりとする。

##### ア 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害等に留意し、間伐を実施する。

##### イ 下刈り

必要に応じ、造林木の高さが雑草木の概ね 1.5 倍程度になるまで追加して行うこととする。

##### ウ つる切り

つる類の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。

木材生産機能維持増進森林については、林木の健全化及び利用価値の向上を図るため既往の間伐の方法を勘案するとともに、列状間伐などコスト面についても考慮し、生育に見合った適切な保育を行うものとする。

#### (2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹 種	仕立ての方法	収量比数 (RY)	備 考
スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	中仕立て	0.8	左記樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数 0.8 を基準とする。 初回間伐については収量比数 0.7 前後で実施することが望ましい。

収量比数 = (森林の立木の単位面積当たりの材積) / (樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積)

「参考」 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積（RY=0.8 となる材積）

単位：材積 m<sup>3</sup>/ha

樹 高	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

#### 4 その他必要な事項

該当なし。

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

#### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法について、山梨県東部地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、森林経営管理制度における経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定めるものとする。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クスギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本市全域	年 50	年 55	年 50	年 50	年 60	年 80	年 40	年 25	年 60

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）
- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

イ 施業の方法

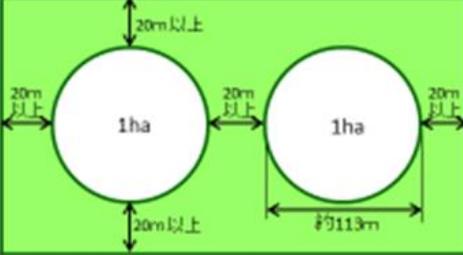
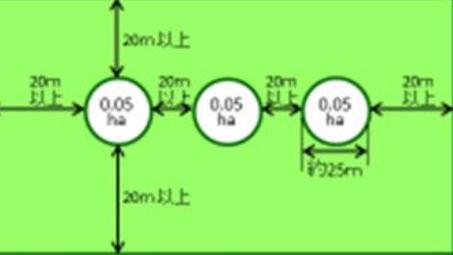
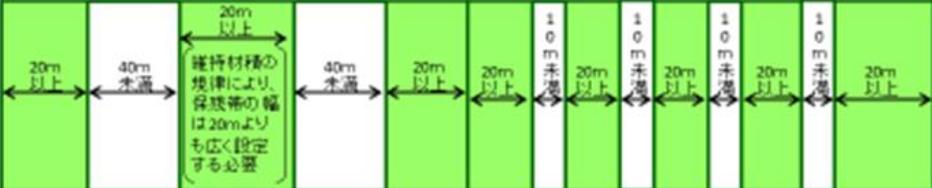
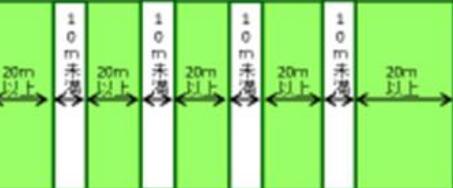
ア①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業、ア②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、ア③に掲げる森林においては、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、樹種別に標準伐期齢の2倍の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他の施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに別表2に定める。

複層林施業を推進すべき森林における施業の具体例（森林経営計画の例）

	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林
伐採率(材積率)	70%以下	30%以下 (伐採後の造林を人工植栽による場合40%)
維持材積	標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
保残帯の幅	20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
伐区の形状	伐区面積: 1ha未満 	伐区面積: 0.05ha未満 
	帯状伐採 	伐採する帯の幅: 10m未満 
間伐の方法	【単層林である場合】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう伐採	
植栽の方法	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】標準的な植栽本数を2年以内に植栽	

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本市全域	80年	90年	80年	80年	100年	140年	60年	30年	100年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適し、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み、地形等から効率的な施業が可能な森林として、木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域と、そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として同じく「別表1」に定める。

(2) 施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の1に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ha以下となるようにする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成になるよう努めるものとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

### 3 その他必要な事項

該当なし。

別表1

【別表1】

区分	森林の区域		面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (a)	7～46, 53～72, 115-2林班 ただし、以下の小班を除外する (7い1, 3, 6, 7, は7, 8, ろ1, 2, 4, 11, 8い1, に1, 2, は1, 9い3, に3, 6, は4, 6, 10い4, 5, 8, 11, ろ1, 2, 8, 11い6, は1, 4, 5, ろ1, 12い2, 3, 5, に1～3, 5～8, は2, 9, 11, 13い1～3, 5～10, 12～15, に6, 7, は3, 4, 9, ろ1, 2, 14に2, 15い2, ち1, と1, 2, に4, ぬ1, は5, 6, へ2, 3, ほ5, 6, ろ2, 3, 5, 17ろ1, 2, 18い1, 3～5, 9～11, 14～17, ろ1, 19い1～4, 6, ろ2～4, 6, 7, 11～13, 20い1, 4, 5, に1, 2, は1～3, 6, 8～11, 14, 15, ろ2～4, 21い1～6, 10, 11, は4～9, ろ1, 22い1～4, 8, に7, 11, は1, 3～5, 8～16, ろ1, 2, 5, 7, 8, 10, 11, 23い2, 6, 7, 9, に3, 5, 6, 10, 11, は2～4, ろ4, 7, 8, 24い5～7, は1～3, ろ1～3, 25い3～5, に1, ろ3, 4, 26い1, 2, 4, に3, 7, ほ1～6, ろ2, 6～8, 27い1, 2, に1～3, 6, は5～7, ろ1～7, 10～	4,029.36

	<p>12, 28い4, 6~8, 12, 13, に2, ろ5, 29い4, 6,  に1, は2, 6~9, ろ3, 6, 30  い1, 8, 12, 13, は2, ろ1, 3, 31い1, に1, 2, は1  ~3, 6, 7, 11~14, へ5~  9, ほ3, 5~7, ろ5, 6, 32い1, 2, 4~8, 11, に1  ~10, 12~20, は2, 4, 7~  11, 13~16, ろ1, 3, 6, 33い1, 2, 10, に1~  4, 7, は10~12, ほ3, 34は8,  ろ7, 35い1, 2, 14, に2, 4~7, 9~11, は  1, 3, 4, 9, 10, 12, 13, 15, ろ1, 6  ~9, 11~13, 36い1~10, 12, 13, は1, 2, 7, ほ  1, 2, 5~8, ろ2, 4, 7~  10, 13~15, 37い1~7, は1~3, 5~12, 38い  1, 4~6, 9, 11, 12, に1~9,  は2~6, へ1, 8~10, ほ1, 2, 4~8, ろ1~3, 5  ~12, 39い1, 2, 5~9, と  1, 2, 6, 7, に1~6, 8~11, は2~14, 16, へ  1, 7, 10, 11, ほ3, 4, 6~9, 40  い1~3, と1~9, に1~8, は1~3, 5~11, へ1  ~3, ろ1~3, 5~8, 41い1  ~10, は1, ろ2, 42い1, 4~6, 8, 9, 12, 13, は  1, 2, 4, ほ2, 8, 9, ろ1~  3, 6, 43い1~7, は15, 16, ろ1, 2, 7~18, 44い  7, 45い1~4, 6~10, に  1, 2, は5, 6, ろ3, 9, 10, 53い4, ろ1, 2, 54に1,  は1, 6, 55い1, 5, ろ1, 60  い8, 10, 11, 14, 22, 23, 25, ろ1, 8, 67い1, に  1, 2, は1, 2, ろ4, 69い  1, 2, 4, 9, 11, に7, ほ1, 70い6, は2, 4, 5, 8~  10, 71い1, 3, に1~4, は  1, 2, 7, 8, ろ2~4, 72い2~5, 9, に1, 3, は  2, 4, 7, ろ2, 3, 5)</p>	
--	---	--

	民有林 (a)	民有林1～87林班 ただし、以下の県行分収林を除く 県行分収林 林班（台帳番号） 19（1960）, 20（2052）, 21 （1541）, 32（2126）, 73（1545, 1764, 2051）	7,561.74
	小 計		11,591.10
土地に関する災害の防止及び 土壌の保全の機能の維持増進 を図るための森林施業を推進 すべき森林	県有林 (b)	7～46, 53～72, 115-2林班 ただし、以下の小班を除外する (7い1, 3, 6, 7, は7, 8, ろ1, 2, 4, 11, 8い1, に 1, 2, は1, 9い3, に3, 6, は 4, 6, 10 い4, 5, 8, 11, ろ1, 2, 8, 11 い6, は 1, 4, 5, ろ1, 12い2, 3, 5, に1～ 3, 5～8, は2, 9, 11, 13い1～3, 5～10, 12～ 15, に6, 7, は3, 4, 9, ろ 1, 2, 14に2, 15い2, ち1, と1, 2, に4, ぬ1, は 5, 6, へ2, 3, ほ5, 6, ろ 2, 3, 5, 17ろ1, 2, 18い1, 3～5, 9～11, 14～ 17, ろ1, 19い1～4, 6, ろ2～ 4, 6, 7, 11～13, 20い1, 4, 5, に1, 2, は1～ 3, 6, 8～11, 14, 15, ろ2～ 4, 21い1～6, 10, 11, は4～9, ろ1, 22い1～ 4, 8, に7, 11, は1, 3～5, 8～ 16, ろ1, 2, 5, 7, 8, 10, 11, 23 い2, 6, 7, 9, に 3, 5, 6, 10, 11, は2～4, ろ 4, 7, 8, 24い5～7, は1～3, ろ1～3, 25い3～ 5, に1, ろ3, 4, 26い1, 2, 4, に3, 7, ほ1～6, ろ2, 6～8, 27い1, 2, に1～ 3, 6, は5～7, ろ1～7, 10～ 12, 28い4, 6～8, 12, 13, に2, ろ5, 29い4, 6,	4,029.36

	<p>に1, は2, 6~9, ろ3, 6, 30  い1, 8, 12, 13, は2, ろ1, 3, 31い1, に1, 2, は1  ~3, 6, 7, 11~14, ~5~  9, ほ3, 5~7, ろ5, 6, 32い1, 2, 4~8, 11, に1  ~10, 12~20, は2, 4, 7~  11, 13~16, ろ1, 3, 6, 33い1, 2, 10, に1~  4, 7, は10~12, ほ3, 34は8,  ろ7, 35い1, 2, 14, に2, 4~7, 9~11, は  1, 3, 4, 9, 10, 12, 13, 15, ろ1, 6  ~9, 11~13, 36い1~10, 12, 13, は1, 2, 7, ほ  1, 2, 5~8, ろ2, 4, 7~  10, 13~15, 37い1~7, は1~3, 5~12, 38い  1, 4~6, 9, 11, 12, に1~9,  は2~6, ~1, 8~10, ほ1, 2, 4~8, ろ1~3, 5  ~12, 39い1, 2, 5~9, と  1, 2, 6, 7, に1~6, 8~11, は2~14, 16, ~  1, 7, 10, 11, ほ3, 4, 6~9, 40  い1~3, と1~9, に1~8, は1~3, 5~11, ~1  ~3, ろ1~3, 5~8, 41い1  ~10, は1, ろ2, 42い1, 4~6, 8, 9, 12, 13, は  1, 2, 4, ほ2, 8, 9, ろ1~  3, 6, 43い1~7, は15, 16, ろ1, 2, 7~18, 44い  7, 45い1~4, 6~10, に  1, 2, は5, 6, ろ3, 9, 10, 53い4, ろ1, 2, 54に1,  は1, 6, 55い1, 5, ろ1, 60  い8, 10, 11, 14, 22, 23, 25, ろ1, 8, 67い1, に  1, 2, は1, 2, ろ4, 69い  1, 2, 4, 9, 11, に7, ほ1, 70い6, は2, 4, 5, 8~  10, 71い1, 3, に1~4, は  1, 2, 7, 8, ろ2~4, 72い2~5, 9, に1, 3, は  2, 4, 7, ろ2, 3, 5)</p>	
<p>民有 林 (b)</p>	<p>県行分収林 林班 (台帳番号) 2(1404, 1405, 1537, 1538, 1668, 1669, 17 56, 1757) , 4(88, 128, 901, 902, 1140), 5</p>	<p>323.96</p>

		(1839, 1840, 1903), 8(700, 806, 899, 1899, 1961), 9(1135, 1836, 1837), 10(1902), 11(123, 180), 12(1759, 1760), 15(462, 805, 1761), 16(532, 533, 616, 1540, 1670, 5037), 17(1004, 1141, 1406, 1959), 18(2012), 19(256, 1407, 1408), 20(302, 326, 5007), 21(463, 464), 22(1266), 23(534, 702, 900), 24(701, 1539), 25(1758, 1834), 26(1265, 1409), 28(2155), 31(1542), 32(1267, 2090, 2091, 2125), 39(1003), 40(2015), 42(703), 43(617, 1410), 44(1268, 1543, 1671, 1672, 1673), 46(1762), 51(1269), 52(1139), 53(1544, 1763, 1838, 1898), 69(1835), 72(2089, 2124), 73(1674), 78(1002, 1962), 79(1411), 80(615, 1546), 81(1270), 82(1765, 1901, 2013, 2014, 2092), 83(1136, 1137, 1412, 1675, 1766, 1767, 1768, 1900, 1963), 86(1138, 1547, 1676), 87(1677, 1678, 1769)	
	小 計		4,353.32
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(c)	(なし)	0.00
	民有林(c)	(なし)	0.00
	小 計		0.00
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(d)	25は1, 33～3～7, 34い3, 4, 63(全), 64い1～10, に1～5, は1, 2, ろ1～7, 65(全)	301.20
	民有林(d)	(なし)	0.00
	小 計		301.20

うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(e)	63(全)	70.56
	民有林	(なし)	0.00
	小 計		70.56
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(f)	7～13, 15, 17～45, 53～55, 60, 66, 67, 69～72林班	4,970.92
	民有林(f)	(なし)	0.00
	小 計		4,970.92
うち特に効率的な施業が可能な森林	県有林	(なし)	0.00
	民有林	40林班のうち、以下の小班 2211, 2212-2, 2213, 2214, 2215-1, 2216, 2661, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2688内, 2689内-1, 2689, 2690-1, 2693, 2694, 2696, 2697	5.35
	小 計		5.3

※ 民有林は、山梨県東部地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※ 県有林の植樹貸地は民有林に含まれる。

【別表 2】

施業の方法		森林の区域		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	県有林	別表 1 : 県有林(a)に示す区域全て	4,029.36	
	民有林	別表 1 : 民有林(a)に示す区域全て	7,561.74	
	小 計		11,591.10	
長伐期施業を推進すべき森林	県有林	(なし)	0.00	
	民有林	(なし)	0.00	
	小 計		0.00	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	県有林	別表 1 : 県有林(b)及び(d)に示す区域全て (ただし、(d)のうち、(e)の区域を除く)	3,958.80
		民有林	別表 1 : 民有林(b)に示す区域全て	323.96
		小 計		4,583.96
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林	別表 1 : 県有林(e)に示す区域全て	70.56
		民有林	(なし)	0.00
小 計		70.56		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	県有林	(なし)	0.00	
	民有林	(なし)	0.00	

	林	
	小 計	
		0.00

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の個人森林所有者の多くは5ha未満の小規模所有者である。このため森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林経営計画を通じた森林施業の集約化を促進し、集落単位での森林の整備を図るものとする。

また、本市の林業労働力の担い手である森林組合においては、資本の充実や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとともに、施業の長期受委託の推進に努めるものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体等と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結する。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本市の総面積の約84%は森林であるが、その約半数は民有林で約6割は人工林となっており、森林経営管理制度の対象となる森林は4,000ha程度存在している。そのため、令和2

年度中に全庁的な協議の場を設けて「都留市森林経営管理制度推進方針」を策定し、当該方針の中で、重点的取組方針を「山地災害に強い森林づくり」と設定した上で、「都留市国土強靱化地域計画」などの各種計画とも整合性を図る中で、計画的かつ重点的に適切な森林整備を推進していくこととした。森林所有者が森林の経営管理を実行することができない場合には、市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定し、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施していく。

また、市町村森林経営管理事業で実施する森林整備に関する詳細事項は、「経営管理意向調査全体計画」（令和4年度策定）で定めるものとする。

## 5 その他必要な事項

該当なし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合や林業事業体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進するものとする。これに当たっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等職員、県林業普及指導員、フォレスター及び市職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化に当たっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

①共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にする。

②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にする。

③共同施業実施者の一部の者が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にする。

#### 4 その他必要な事項

該当なし。

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	40 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	35 以上	50 以上	85 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	25<15>以上	35<35>以上	60<50>以上
	架線系 作業システム	20<15>以上	0<0>以上	20<15>以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

※ 〈 〉書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度  
また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表1及び表2を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択するものとする。

表1 低コスト作業システムの分類例

①	ハーベスタ+ (グラップル) +フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル(ウィンチ)木寄せ+プロセッサ+フォワー	

	ダ	
④	チェーンソー+（グラップル）+スキッダ+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤード+プロセッサ+（フォワーダ）	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤード+プロセッサ+（フォワーダ）	

表2 低コスト作業システム選択表

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本とした山梨県林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先

順位に応じた整備を推進する。

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、 林班 等)	路線名	延長 (Km) 及び箇 所数	利用区域 面積 (ha)	前半 5カ 年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	都留市	細野鹿留	1.3	1,869	○	2	
〃	〃	〃	〃	盛里	1.2	180	○	3	
〃	〃	〃	〃	盛里王の 入	2.3	297	○	4	
〃	〃	〃	〃	鹿留山	1.0	440		5	
開設（改築）	〃	〃	〃	細野鹿留	(3.0)	1,869	○		
〃	〃	〃	〃	黒野田	(1.0)	1,925			
〃	〃	〃	〃	鹿留	(2.0)	1,285			
〃	〃	〃	〃	盛里	(1.9)	526	○		
小計				(4) 4	(7.9) 5.8				
拡張（改良）	自動車道	林道	都留市	鹿留	3.0	1,285			
〃	〃	〃	〃	菅野盛里	1.0	1,539			
〃	〃	〃	〃	細野鹿留	1.0	1,869			
〃	〃	〃	〃	鹿留支線	1.0	198			
〃	〃	〃	〃	外ヨリ沢	1.5	169			
〃	〃	〃	〃	前ヨリ沢	1.5	123			
〃	〃	〃	〃	盛里	1.2	526			
〃	〃	〃	〃	札金	1.0	119			
〃	〃	〃	〃	大野	1.3	50			
〃	〃	〃	〃	大棚	1.0	162			
〃	〃	〃	〃	菅野	0.5	448			
〃	〃	〃	〃	猿焼	0.1	300			
〃	〃	〃	〃	細野	0.1	361			
〃	〃	〃	〃	大沢	0.1	442			
〃	〃	〃	〃	棚苗代山	0.1	61			
〃	〃	〃	〃	黒野田	1.0	1,925	○		
小計				16	15.4				

拡張（舗装）	自動車道	林道	都留市	外ヨリ沢	1.5	169			
〃	〃	〃	〃	前ヨリ沢	1.5	123			
〃	〃	〃	〃	盛里	2.0	526			
〃	〃	〃	〃	鹿留支線	1.0	198			
〃	〃	〃	〃	札金	1.0	119			
〃	〃	〃	〃	大棚	1.0	162			
〃	〃	〃	〃	菅野	0.5	448			
〃	〃	〃	〃	大野	1.3	50			
小計				8	9.8				

1 対図番号については山梨東部地域森林計画による。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### （2）細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本市ではこれまでも作業路網の開設に積極的に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

開設に当たっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で長持ちする（維持修繕コストがかからない）構造とする。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

#### 4 その他必要な事項

該当なし。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

現在、本市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者であり、林業採算性の悪化により、林業後継者不足、林業労働者の高齢化が急速に進行している。

従って、森林施業の共同化及び合理化を進めることが必要であり、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図るものとする。

また、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。このほか、林業労働者の確保に向けた取り組みとして、移住等の推進に努めることとする。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ①林業労働者の育成

本市林業は、小規模経営でしかも農業等との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働くものにとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。

また、林業労働者の社会保険等への加入の促進、就労施設を整備するなど労働条件の改善に努め雇用の安定化に努めることとする。

##### ②林業後継者の育成

ア 農業を含む農林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため森林組合労働班への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し協同組合として機能を十分発揮できるよう育成強化する。

イ 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について市としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高めることとする。

ウ 各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、特用林産物の開発と普及及び後継者の育成に努めることとする。

エ 林業の魅力を発信する場を設け、林業に興味がある者に対し、実際に作業を体験してもらうことで、特に若い世代の林業就業者の確保を目指していくものとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市の林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化による受注体制の整備により、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化を図ることとする。また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の人工林は 11 齢級以上が大半であり、伐期の長期化に伴い高齢級間伐が今後の緊急の課題となっている。しかし、林家の経営は零細で、さらに林業就労者の減少及び高齢化が進行している。このような状況の中、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化を促進することが必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した高性能機械を主体とする機械作業システムの普及を図る必要がある。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作 業 の 種 類			現 状	将 来
伐倒 造材 集材	急傾斜地 市内全域	全木集材	チェーンソー＋小型 集材機＋プロセッサ	チェーンソー＋タワーヤ ード（スイングヤード）＋ プロセッサ
		全幹集材	チェーンソー＋小型 集材機＋プロセッサ	チェーンソー＋タワーヤ ード（スイングヤード）＋ プロセッサ
		短幹集材	チェーンソー＋ウイ ンチ付グラップル＋ フォワーダ	チェーンソー＋ウインチ 付グラップル＋フォワー ダ
	緩傾斜地 市内全域	全木集材	チェーンソー＋ウイ ンチ付グラップル＋ チェーンソー＋（フォ ワーダ）	チェーンソー＋ウインチ 付グラップル＋プロセッ サ＋（フォワーダ）
		全幹集材	チェーンソー＋ウイ ンチ付グラップル＋ チェーンソー＋（フォ ワーダ）	チェーンソー＋ウインチ 付グラップル＋プロセッ サ＋（フォワーダ）
		短幹集材	チェーンソー＋グラ ップル＋フォワーダ	ハーベスタ＋（グラッ プル）＋フォワーダ

造林 保育	地 拵 下 刈		チェーンソー、刈払機、グラップル	チェーンソー、刈払機、グラップル、自走式刈払機
	枝打ち		人力	人力

### (3) 林業機械化の促進方策

- ① 施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行うものとする。
- ② 高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業道路の整備を行うものとする。
- ③ 高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図るものとする。
- ④ 林業普及指導員、フォレスター等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行うものとする。
- ⑤ 高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用を検討を行うものとする。
- ⑥ 場合により、他の森林組合及び事業者と機械の共同購入を検討を行うものとする。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工については、森林資源量が充実しているにも関わらず、近年の林業採算性の悪化により原木供給量が不足しているため低迷している。製材工場は、いずれも小規模の個人経営であり、規模拡大も余り望めない現状である。

木材の流通に対する施策としては、甲斐東部材産地形成事業協同組合を積極的に利用し、間伐材の有効利用を促進する。特用林産物のうち本市の特産品のひとつであるわさびについては、東桂地区において生産が積極的に行われてはいるが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量はほぼ横ばいである。今後については、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、関係機関と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次表のとおりとする。

#### ○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
道の駅つる	禾生	区域 約 1ha	△	—	—	—	

(農林産物直 売所を併設)	施設	1,148.07 m <sup>2</sup>				
	直売所	268.53 m <sup>2</sup>				
	レストラン	150 m <sup>2</sup>				
	体験教室	25.38 m <sup>2</sup>				
	多目的広場	約 1,350 m <sup>2</sup>				
	24H 便所 (男女)	各 1 箇所				
	情報・キッズコーナ ー	各 1 箇所				
	惣菜・肉加工室	各 1 箇所				

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとする。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林であって、人工林を基本とし、別表3のとおりとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じて、単独又は組み合わせて推進するものとする。

##### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林モニタリングの実施等

##### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等による捕獲等の実施

これらの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとする。また、アに掲げる防護柵は倒木等により破損した場合には適宜修繕し、被害防止効果が継続して発揮されるよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	概要図のとおり	1,278.20

2 その他の必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて、現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行うものとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。また、野生鳥獣の行動把握、被害状況把握等を実施する場合にあっては、発信器やセンサーカメラ等による調査により行動の把握を図るとともに、現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により被害状況把握に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松枯れ被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、令和元年度に県内で初めて被害が確認され、本市においても令和2年度に菅野地内の県有林で初めて被害が確認された。令和3年度には鹿留地内、下細野地内及び引野田地内でも被害木が特定され、市内でも被害の拡大が懸念されている。そのため、ナラ枯れ被害蔓延防止のため、国、県、森林組合等の関係機関と連携を図りながら、目視による点検の強化及び早急な防除の実施など、被害の状況及び被害発生場所の傾斜などの特性に応じた適切な防除対策を実施する。

ナラ枯れ被害跡地については、状況に応じて、枯損木の伐倒・燻蒸処理等を行い、倒木や枝折れによる二次被害防止を図りながら里山再生に努めるものとする。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、連携に努めることとする。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

本市においては、サルやイノシシによる獣害が多発しているが、近年において、特にシカによる被害が甚大であり、今後も生息数の増加により県内において被害が拡大していくことが予想される。

また、現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集により被害状況把握に努めるとともに、防除柵設置費の補助や助言、管理捕獲等による頭数の適正化、追い払いの励行等を行うことにより、被害を最小限に抑える。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災については、3月～5月の山火事の発生し易い時期を中心に山火事防止パトロールを実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い未然防止に努めることとする。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、都留市火入れに関する規則等、関係法令を遵守する。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
該当なし		

なお、病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班		区域面積 (ha)
禾生地区	県有林	115-2 林班	1,205.63
	民有林	1~17 林班	
宝地区 I	県有林	—	769.98
	民有林	82~87 林班	
宝地区 II	県有林	55~72 林班	1,826.19
	民有林	78~81 林班	
谷村地区 I	県有林	14~21 林班	2,083.38

	民有林	29～39、45、46 林班	
谷村地区Ⅱ	県有林	53、54 林班	640.40
	民有林	73～77 林班	
谷村地区Ⅲ	県有林	22～30 林班	1691.27
	民有林	40～44、47～49 林班	
盛里	県有林	7～13 林班	1815.34
	民有林	18～28 林班	
東桂Ⅰ	県有林	31 林班	1484.43
	民有林	50～72 林班	
東桂Ⅱ	県有林	32～46 林班	2001.91
	民有林	—	

※ 民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

## 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

適切な森林整備により森林の多面的機能の維持増進を図るためには、地域への定住や都市との交流の促進など地域の振興を図ることが重要であるが、そのための基盤となる生活環境施設の整備や都市住民等の受入態勢の整備等の構想については次のとおりとする。

- (1) 都市部の市区等と定期的な交流を図り、道の駅つる等の交流体験施設を利用し、特産品の宣伝、販売を行い農林産物の収入増を図る。
- (2) 都市部の小中学生に山の味覚を覚えてもらい、第二のふるさととしての印象を植え付け、将来頻繁に訪れて経済効果をもたらすようにしていく。

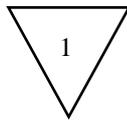
## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

自然の大切さとふるさとの森林への愛着を育むため宝地区の「宝の山ふれあいの里」を活用し、市内の小・中学校をはじめとした青少年に対して森林体験プログラム等のイベントを開催し、森づくりへの直接参加を推進する。

また、市内各地で取り組まれている「学校林整備事業」等について、引き続き支援を行うことで、森林の機能について理解を深めるとともに森林の総合利用について考える機会を確保し、将来的な森林活用の推進を図る。

また、地元森林組合である南都留森林組合や都留文科大学と密に連携を図り、情報共有や共同事業を積極的に行うことで、森林の総合利用についてのネットワークの構築を目指していく。

○森林の総合利用施設

施設の種類	位置	規 模	対図番号
宝の山ふれあいの里	大幡地区	区 域	約 2.3ha
		管理等	1 棟
		10 人用コテージ	2 棟
		5 人用コテージ	4 棟
		屋外便所	1 箇所
		屋外料理場	1 箇所
		バーベキュー場	1 箇所
			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

市民の森林に対する関心を高めるため、森林・林業についての知識や、下刈り、枝打ちなどの森林施業の体験を地域住民参加により森林の整備を展開していく。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

本市を貫流する桂川が流れ込む相模湖は、神奈川県の水源地であることから、これを使用する神奈川県民に森林機能の重要性をPRし、ボランティア等による森林保全整備を促進する。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林における施業方法

ア 保安林の施業方法

森林法第 33 条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第 34 条により知事の許可（森林法第 34 条の 2 第 1 項に規定する択伐の場合または同法第 34 条の 3 第 1 項に規定する間伐の場合にあつては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の制限	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>ただし、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐とする。(その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。)</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の制限	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>ただし、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1) 原則として択伐する。</p> <p>ただし、保安林施設事業の施行地で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の制限	更新方法
防風保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>ただし、林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20m未滿のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10m未滿のものをいうものとする。）にあつては禁伐とする。）</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内とする。</p> <p>2) 皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部または相当部分がおおむね標準伐期齡以上である部分が20m以上にわたり帯状に残存することとなるようにする。</p> <p>3) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>4) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが該当保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
防火保安林	<p>1) 原則として伐採を禁止する。</p>	<p>1) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の制限	更新方法
水 害 防 備 保 安 林	<p>1) 原則として択伐とする。 ただし、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
風 致 保 安 林	<p>1) 原則として択伐とする。 ただし、風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の制限	更新方法
保健保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>ただし、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の制限	更新方法
干 害 防 備 保 安 林	<p>1) 保安林及び保安施設地区に関する事務処理規程第 10 条の別表を基準として定める。 (既指定箇所参考例)</p> <p>①原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>②主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>③間伐により伐採できる箇所は、注 1 による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度毎に公表された皆伐面積の範囲内であり一箇所当たりの面積の限度は 2ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注 3 によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	水源かん養保安林に準ずる。

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所であること。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s}{V_o} \times (7/10)$$

$V_o$

$V_o$  : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

$V_s$  : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものと

して算出される当該単層林の立木の材積

- 3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実に認められる範囲内の材積とする。
- 4 植栽本数は、おおむね1ha当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V：当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

- 5 標準伐期齢は都留市森林整備計画で定める標準伐期齢による。

#### イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

#### ウ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次の

とおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐 採 の 方 法	<p>(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。ただし、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸 20m 幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。</p> <p>(2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が 10ha を超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>(3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐 採 の 限 度 及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

#### エ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

#### オ 鳥獣特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施 業 区 分	森 林 施 業 方 法
伐 採 の 方 法	<p>原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>ただし、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。</p> <p>また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。</p>
伐 採 の 限 度	<p>単木択伐、立木竹の本数において 20%以下の間伐とする。</p>

カ 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第 125 条並びに山梨県文化財保護条例第 35 条により文化庁長官または県知事の許可が必要である。

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第 7 条第 1 項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 風致地区に指定された森林の施業方法

風致地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県風致地区条例第 2 条第 1 項により知事の許可が必要である。

なお、同条例第 4 条により、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものについて、許可するものとする。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築、増築または移転及び宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更を行う為に必要な最小限度の伐採。
- ②森林の択伐。
- ③伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（あらかじめ風致の維持に必要な地区として、知事が指定した箇所を除く。）で、伐採区域の面積が 1ha 以下のもの。

## ケ 自然環境保全地区等の施業方法

### ①自然保存地区

自然保存地区の特別地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然環境保全法第 46 条及び山梨県自然環境保全条例第 13 条第 3 項により知事の許可が必要である。

特別地区内での伐採は、伐採方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない方法によるものについて許可するものとする。

### ②景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第 15 条第 1 項により知事に届出が必要である。また同条例第 23 条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第 11 条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%

b その他の場合：伐採対象面積 300 m<sup>2</sup>

### ③歴史景観保全地区

歴史景観保全地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第 16 条第 1 項により知事に届出が必要であり、また同条例第 23 条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第 8 条・第 11 条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%

b その他の場合：伐採対象面積 300 m<sup>2</sup>

### ④自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第 16 条 1 項により知事に届出が必要である。また条例第 23 条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第 8 条・第 11 条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 20%

b その他の場合：伐採対象面積 2,500 m<sup>2</sup>

### ⑤自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第 15 条第 1 項により知事に届出が必要である。

## (2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 市有林の整備について

本市は現在人工林を中心に 140ha の森林を所有しており、人工林については、森林組合等に保育、間伐等を委託し実施する。